

申請日

年 月 日

抵当権抹消関係書類再交付申請書(③ご相続人申請用)

独立行政法人住宅金融支援機構 御中

抵当権抹消登記を行うため、必要書類を添えて抵当権抹消関係書類の再交付をお願いします。

お客さまにご留意いただきたい事項

本申請書と必要書類を【送付先】に郵送願います(機構へ送付時の郵送料はお客さま負担となります)。返信用封筒は必要ございません。必要書類、送付先は裏面に記載しておりますのでご確認ください。完済が確認できましたら、抵当権抹消関係書類を再発行します。再発行には書類がそろってから3週間程度お時間をいただきますので、予めご容赦ください。

Table with columns for Applicant (申請人) and Debtor (債務者等の情報). Includes fields for address, phone numbers, name, and birth date.

■申請人の住所以外へ送付を希望する場合は、「書類送付先」欄にご記入ください。

Table for alternate delivery address (書類送付先) with fields for address and name.

裏面に続く

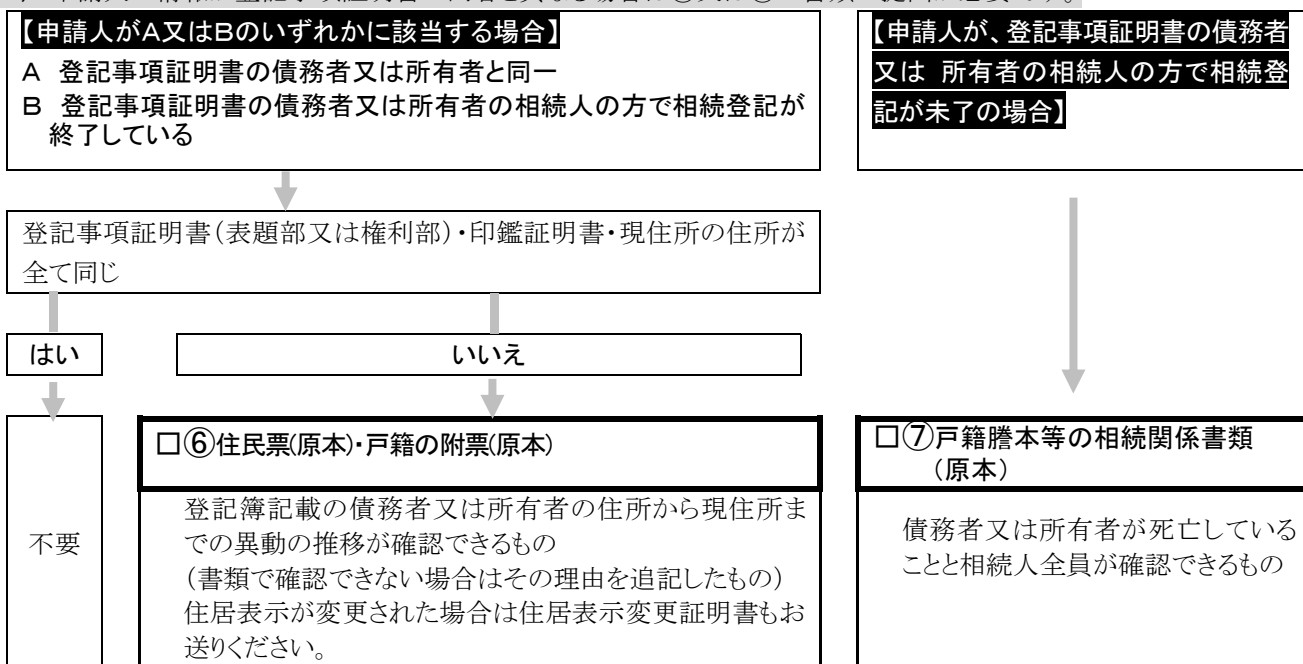
**必要書類(提出書類)**  
**(1)・(2)・(3)すべてをご確認ください。**

②・③・⑥・⑦・⑧の書類は、**抵当権抹消関係書類**の送付時に返却します。

(1) ①から③までの書類は必ず提出が必要です(④・⑤の書類はお手元にある場合に提出ください。)

<input type="checkbox"/> ① 抵当権抹消関係書類再交付申請書	本書面
<input type="checkbox"/> ② 申請人の印鑑証明書 (発行後3か月以内の原本)	入手先:役所
<input type="checkbox"/> ③ 抹消を希望する抵当権が設定された建物・土地の登記事項証明書(全部事項証明書) (発行後3か月以内の原本) ※抹消を希望するもの全て	入手先:法務局 ・インターネットで取得した登記情報は不可 ・共同担保目録付のもの(共同担保になっている場合) ・抵当権が建物だけに設定されている場合は土地の登記事項証明書は不要
<input type="checkbox"/> ④ 金銭消費貸借抵当権設定証書、同公正証書 又は登記識別情報通知のいずれか(写し)	お手元にある場合はコピーをお送りください。 お手元がない場合は不要です。 相続登記に関する登記識別情報通知(写し)は不要です。
<input type="checkbox"/> ⑤ 完済時の抵当権解除証書・委任状(原本)	完済時にお渡ししているものです。 お手元がない場合は不要です。

(2) 申請人の情報が登記事項証明書の内容と異なる場合は⑥又は⑦の書類の提出が必要です。



(3) 登記事項証明書で債務者名が判明できない場合は、⑧の書類の提出が必要です。

<input type="checkbox"/> ⑧閉鎖登記簿謄本(原本)	金銭消費貸借抵当権設定契約時の所有者が記載されているもの ③と同一物件のもの 入手先:法務局
---------------------------------------	--

(ご注意事項)申請の内容によっては、追加書類の提出を求める場合があります。

**【送付先】** 〒112-8570 東京都文京区後楽1丁目4番10号  
**住宅金融支援機構 抹消書類再交付業務担当 TEL : 03-5800-9478**